

社会教育調査結果について

平成30年度

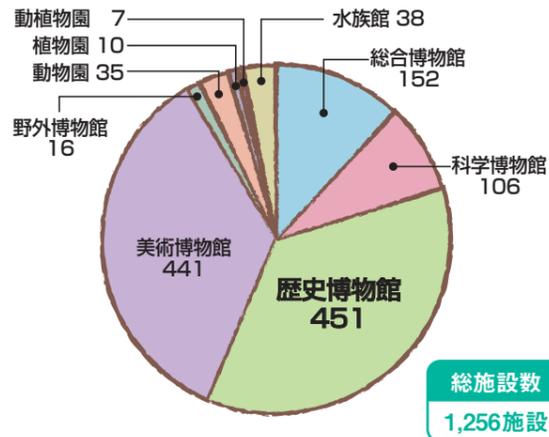
社会教育調査

平成30年10月1日現在で、社会教育調査を行います。

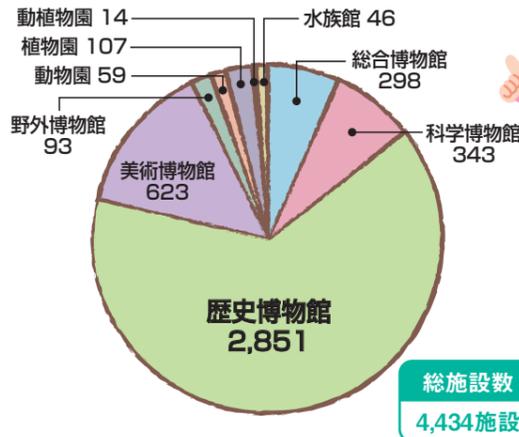
種類別博物館施設数について

博物館及び博物館類似施設について、収集・保管・展示する資料の内容等により種類別にみると、博物館では歴史博物館が451施設で最も多く、博物館類似施設でも歴史博物館が2,851施設で最も多くなっています。

種類別博物館数



種類別博物館類似施設数



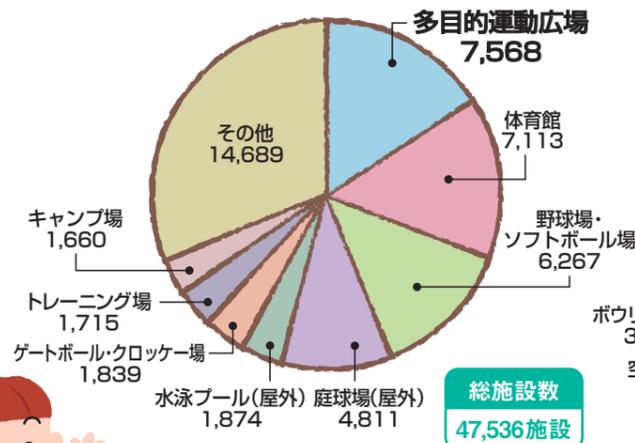
出典：文部科学省「平成27年度 社会教育調査報告書」



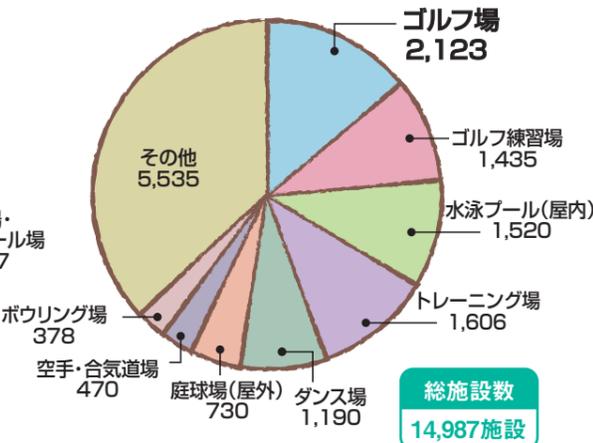
種類別体育施設数について

地方公共団体が設置した社会体育施設及び民間体育施設を種類別にみると、社会体育施設では多目的運動広場が7,568施設で最も多く、民間体育施設ではゴルフ場が2,123施設で最も多くなっています。

種類別社会体育施設数



種類別民間体育施設数



出典：文部科学省「平成27年度 社会教育調査報告書」



文部科学省総合教育政策局政策調査課
(※平成30年10月以降、組織再編により上記に名称変更)

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省ホームページ(社会教育調査)

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/index.htm

政府統計の総合窓口

<http://www.e-stat.go.jp/>

社会教育調査とは？

- 我が国の社会教育に関する最も重要な統計調査です。
- 社会教育に関する様々な施策のための基礎資料を得ることを目的としています。
- 昭和30年度以来約3年ごとに行われており、今回が20回目となります。
- 「統計法」に基づく基幹統計調査です。

貴施設が調査対象となっています。

- お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨を御理解いただき、調査票に御記入ください。
- 本調査の対象は、都道府県・市町村教育委員会・公民館(公民館類似施設を含む)・図書館(図書館同種施設を含む)・博物館(博物館類似施設を含む)・青少年教育施設・女性教育施設・体育施設・劇場、音楽堂等・生涯学習センターです。
- 設置者(国立・公立・私立)に関わらず、全ての施設が対象です。



調査の回答は、インターネットで行えます。

- 紙の調査票への転記や郵送が不要です。
- 自動審査機能により、入力漏れや誤記入を防ぐことができます。
- 前回調査(平成27年度調査)時の回答と照らし合わせて回答できます。



回答内容は保護されます。

「統計法」により、調査関係者が個々の調査票の記入内容を他に漏らしたり、統計を作る目的以外に調査票を使用することは固く禁じられています。



分からないことがあったら

調査の内容、調査票の記入の方法などについては、調査票を配布した教育委員会に、インターネットによる回答の方法については下記の文部科学省ヘルプデスクにお問い合わせください。

文部科学省
ヘルプデスク

電話番号：03-5625-3926
FAX番号：025-255-0620
E-Mail：online@fsisb.jp

受付時間：土・日・祝日を除く9:30~12:00、13:00~17:30

調査対象は、 全国の社会教育 関係施設です。

- 都道府県・市町村教育委員会
- 公民館(公民館類似施設を含む)
- 図書館(図書館同種施設を含む)
- 博物館(博物館類似施設を含む)
- 青少年教育施設
- 女性教育施設
- 体育施設
- 劇場、音楽堂等
- 生涯学習センター



Q2

私の施設は社会教育施設ではないのですが、
対象でしょうか？

A

必ずしも施設設置の目的が社会教育でなくとも、当該施設の役割が社会教育・生涯学習の振興に資するものとして調査対象となっています。

Q1

どうして私の施設が
調査対象なの？

A

社会教育調査の調査対象は、
全国の社会教育関係施設
(国立・公立・私立)です。



社会教育調査

Q&A

よくある御質問にお答えします。

Q3

私の施設は博物館ではないのですが、
対象でしょうか？

A

登録博物館(博物館法第2条)や博物館相当施設(博物館法第29条)以外の施設であっても、博物館の事業に類する事業を行ない、規模が博物館相当施設と同等以上の規模の施設は、調査対象となっています。

Q6

社会教育調査の結果は
どのように利用されるの？

A

この調査の結果は、社会教育行政及び生涯学習の振興に資するための諸施策の検討・立案のための基礎資料となります。

Q5

調査はどのようにして行われるの？

A

調査は次のような流れで、調査票を各施設に配布し、収集する方法によって行います。回答はインターネットでも行うことができます。



Q4

私の施設は私立のスポーツ施設なのですが、
対象でしょうか？

A

調査の範囲として「一般の利用に供する目的で民間が設置した体育館、水泳プール、運動場等」が調査対象となっています。



調査は法律に基づいて 行われます。

- 社会教育調査は「統計法」に基づく基幹統計調査です。
- 「統計法」では、正確な統計を作成するために、次のようなことが定められています。
 - ①調査票の記入及び提出の義務(報告義務)
 - ②調査関係者の守秘義務
 - ③調査票の統計目的以外への使用禁止
- 提出いただいた調査票は厳重に管理し、回答内容については他に漏らしません。

使ってください調査結果

この調査の結果は以下のような方法で御利用いただけますので、是非御活用ください。

- インターネット** 詳しい調査結果は文部科学省のホームページ(<http://www.mext.go.jp/>)に掲載します。
- 報告書** 結果を取りまとめた報告書は、国立国会図書館、都道府県立図書館などで御覧いただけます。また、政府刊行物センターにおいて販売しています。
- 各種報道機関** 調査結果の概要はテレビ・ラジオや新聞などの報道機関にも提供しています。